

土地、建物使用貸借契約書

貸付人函南町を甲とし、借受人 ヒューマンヒルズ区長 を乙とし、乙と次の条項により、公有財産無償貸付契約を締結する。

(貸付物件)

第一条

甲は、その所有する次に掲げる土地及び建物を、乙に無償で貸し付けるものとする。

(土地) 所在地	函南町桑原字長谷戸891-27
地目	宅地
地積	815.35㎡
(建物) 所在地	函南町桑原字長谷戸891-27
種類	集会所
構造	軽量鉄骨造、スレート葺、平屋建
床面積	137.68㎡

(貸付期間)

第二条

貸付期間は、平成14年10月1日から前条の建物の存続する期間までとする。

(指定する用途)

第三条

乙は、第一条の貸付物件（以下「指定用途」という。）を集会所として使用し、その他の用途には使用しない。

(権利の譲渡等の禁止)

第四条

乙は、甲の承認を得ないで貸付物件の使用権を第三者に譲渡し、当該物件を転貸し、又は当該物件の使用目的を変更してはならない。

(使用上の制限)

第五条

乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲の承認を求めなければならない。

3 甲は、乙から前項の請求があったときは、遅滞なく事情を調査し、その申請に対する承認は、書面によるものとする。

(修繕義務等)

第六条

甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件について、維持、保存、改良その他の行為をするために要する経費は、すべて乙の負担とする。

(滅失又はき損の通知)

第七条

乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第八条

乙は、その責に帰する事由により貸付物件を滅失又はき損した場合において甲が要求するときは、自己の負担において現状に回復しなければならない。ただし、当該物件の滅失又はき損が火災によるもので、その原因が乙の故意又は重要な過失によらない場合は、この限りでない。また、第一条の貸付建物の火災保険等は乙が加入し、その費用を負担するものとする。

(実地調査等)

第九条

甲は、貸付物件について随時実地に調査し、又は、所要の報告を求める事ができる。この場合、

乙は、この調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除)

第十条

甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

一 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

二 公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(貸付物件の返還)

第十一条

貸付期間が満了した場合又は甲が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙は、貸付物件を甲の指定する期日までに甲の指定する場所において甲に返還しなければならない。

(損害賠償)

第十二条

乙は、その責に帰する事由により、貸付物件の全部又は一部を滅失又はき損した場合は、当該滅失又は、き損による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときはその損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 甲が、第十条第二号の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲にその補償を請求できるものとする。

乙は、使用貸借の期間が満了した場合にあってはその満了の日に、この契約が解除された場合にあっては甲の指定する期日までに、乙の費用で目的物件を現状に復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が承認した場合は、この限りでない。

甲は、乙が前項の義務を履行しないときは、目的物件を現状に復し、乙からその費用を徴収することができる。

(有益費等の請求権の放棄)

第十四条

乙は貸付期間が満了した場合又は第十条第一号の規定によりこの契約を解除された場合において貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(信義則)

第十五条

甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(質疑等の決定)

第十六条

この契約の各条項の解釈について質疑を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第十七条

この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

甲と乙とは、この契約の締結を証するため、本書を二通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その一通を保有する。

平成14年10月1日

甲 所在地 静岡県田方郡函南町仁田九番地

代表者 函南町長 芹澤伸行

乙 所在地 田方郡函南町桑原
氏名 ヒューマンサービス株式会社

会長 田中靖人

